

お客さまへの大切なお知らせ



「犯罪収益移転防止法」の改正に伴うお取引時確認方法の変更について

当行では、「犯罪収益移転防止法」により、口座開設等の際に本人確認書類のご提示とご職業、お取引を行う目的などの確認をさせていただいておりますが、同法の改正により、平成28年10月1日から、お取扱いが一部変更となりました。

1. 主な変更点

- (1) 健康保険証等の顔写真がない本人確認書類のお取扱いの変更
- (2) 法人のお取引のために来店される方の代理権限の確認方法の変更
- (3) 法人のお客さまの実質的支配者の確認方法の変更
- (4) 外国政府等において重要な公的地位にある方等とのお取引にかかる確認の追加
- (5) 公共料金、入学金等を現金で払込みする際のお取引にかかる確認の簡素化

2. 確認が必要なお取引

- (1) 新規預金口座の開設、貸金庫・保護預りの取引開始
 - (2) 10万円を超える現金振込、持参人払式小切手による現金の受け取り
 - (3) 200万円を超える現金、持参人払式小切手の受け払い
 - (4) 融資取引 等
- ※これらの取引以外にも、お客さまに確認させていただく場合があります。

3. お客さまへのお願い

〈下記に該当する際は、確認事項の再確認をさせていただく場合があります〉

- 平成28年10月1日以降、口座開設や融資を受けられる場合
- お取引の名義人になりすましている疑いがある場合、「氏名・住所・生年月日・職業・取引を行う目的」等を偽っている疑いがある場合、特定の国に居住・所在している方との取引を行う場合、外国政府等において重要な公的地位にある方等に該当することが判明した場合

詳しくは、最寄りの当行営業店にお問い合わせください。

気をつけて!

インターネットバンキング利用時の注意点

インターネットバンキング利用者の口座から預金が無断で不正送金される被害が多発しております。平成28年中の福岡県内での発生状況は31件で被害額は約2,770万円となっております（福岡県警察ホームページより）。平成27年に比べると減少しておりますが、今後も最善の注意が必要です。



当行のインターネットバンキングを安全に利用するためには？



- 不審なメールやホームページ、不正なポップアップ画面は注意する
- 必ずパソコンにウイルス対策ソフトを導入し最新の状態に更新する
- パソコンのOSやブラウザソフト等を最新の状態に更新する
- ID・パスワードを適切に管理する（定期的にパスワードを変更する。
また、推測されにくいパスワードに設定する）
- ワンタイムパスワードを利用する
- 振込限度額は必要最低限に設定する



万全な対策を取りご利用いただきますようお願いいたします。

気をつけて!

特殊詐欺

平成28年中の福岡県における二重電話詐欺（振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺）の認知件数は352件で被害額は6億6,524万円となっております（福岡県警察ホームページより）。平成27年に比べ被害は大幅に減少していますが、まだまだ予断を許さない状況であり、新たな手口による被害が発生しております。

当行は、「二重電話気づかせ隊」の推進委員として、今後もお客さまへの声かけ・防犯チェックを徹底してまいります。

- 平成28年度は、二重電話詐欺を未然に防止したとして、久留米警察署より2回表彰されました。